

◎成果目標1『福祉施設の入所者の地域生活への移行』

数値目標	目標数値	実績値	実施状況
①福祉施設から地域生活への移行者数 令和4年度末時点の施設入所者数212人（基準値）に対し、令和8年度末までに13人（6.0%）を地域生活へ移行する。	13人	20人	令和7年度は6人が在宅生活、3人がグループホームへ地域移行した。 施設入所者に対する定期的な障害支援区分認定調査時に本人の希望を確認し、施設入所者の地域生活への移行が可能かどうかを検討している。 また、グループホームにおける生活をイメージしやすくなるサポートシートの更新を行った。
②施設入所者の削減 令和4年度末時点の施設入所者数212人（基準値）に対し、令和8年度末までに施設入所者数を201人にするため、11人（5.0%）の施設入所者を削減する。	201人	207人	在宅生活などに移行、または死亡や入院により、入所者数が令和6年度より4人減少した。

市評価		協議会意見
A	地域生活への移行及び施設入所者の削減を進めることができている。 市内のグループホーム事業所数は増加しているため、グループホームサポートシートを関係者で共有するなど、地域での生活をイメージしやすくなる取り組みを継続する。	A評価とする。 介護者の高齢化が進んでおり、在宅生活の継続が困難になってきている。重度の方を受け入れるグループホームの整備が進みにくいことや、施設入所を希望する方が一定数いることから、地域生活への移行が進みにくい状況にある。地域移行を推進できるよう市としても引き続き検討いただきたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている ー...評価困難

◎成果目標 2 『地域生活支援の充実』

目標	実施状況
①地域生活支援拠点等の機能の充実 市と基幹相談支援センターが連携し、面的に整備した地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。 また、基幹相談支援センターが中心となり地域生活を支えるための体制整備のコーディネートを行う。地域生活支援拠点の機能の充実のため、年 1 回以上、運用状況の評価を受ける。	① 地域生活支援拠点等の機能の充実 (1) 相談 基幹相談支援センターが担っている。(令和 7 年度相談件数：4,948 件) (2) 体験の機会の場 2 市 2 町(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)の事業所情報を掲載した「4cities map」のホームページ更新に加え、市内の共同生活援助事業所と連携して、1 ヶ月当たりの利用料や間取り等の内容を掲載したグループホームサポートシートを更新し、関係機関に共有した。 (3) 緊急時の受け入れ 緊急時における短期入所の利用において、事業者が受け入れしやすくなるよう報酬を上乗せする加古川市障がい者(児)緊急時短期入所事業を、令和 6 年度に引き続き実施した。さらに加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業においても、短期入所施設の開設等に要する費用を補助対象とし、令和 6 年度に引き続き実施した。また、防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業を活用し、26 名の個別避難計画を作成した。 (4) 人材の確保・育成 医療的ケア児・者の支援に係る取り組みについては、基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアの現状把握及び支援力向上に努めた。相談支援専門員に係る取り組みについては、経験年数の近い相談支援専門員で 2 つのグループを設け事例検討等を行う、グループスーパービジョンを行った。 (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や地域の社会資源の連絡体制の構築のために、地域住民並びに多職種間における支援専門職等との連携・協働につなげていく研修(つなぎ育てる 地域(まち)づくり ～「支える」「支えられる」を超えて～福祉防災がつなぐ共生社会)を開催した。

	②コーディネート業務 基幹相談支援センターと連携し、基幹相談支援センター独自の役割並びに加古川市内主任相談支援専門員の連絡会も合わせ、上記の5つの機能に重点を置きながら、地域生活を支えるための体制整備を進めた。 ③運用状況の評価 令和7年度加古川市障害者施策推進協議会において、運用状況について、目標に対し着実に取組を進めることができていることを報告し、評価を受けた。
②強度行動障がいのある人の支援体制の整備 市と基幹相談支援センターが連携してニーズ把握、支援体制の整備に取り組む。	強度行動障がい児・者の支援に係る取り組みについては、高い専門性に加え幅広い多職種間のネットワークが必要であり、地域の体制づくりを一体的に進めていくことが求められることから、ネットワーク構築の機会（「強度行動障害のある方の暮らしについて考える ～支援者ミーティング～」）を設けた。

市評価		協議会意見
B	実施状況を踏まえ、順調に進んでいる。 相談について、主任相談支援専門員の連絡会において、常時（24時間）の連絡体制における課題や方法について共有し、実現に向けた協議を続ける。体験の機会の場について、事業所の雰囲気や特徴等の情報を得るための手段の整備を進めている。今後も随時更新を行い、有益な情報の公開について協力を求めていく。緊急時の受入について、加古川市障がい者（児）緊急時短期入所事業及び加古川市地域生活支援拠点等施設整備事業の活用はなかった。相談支援専門員を中心に災害時の個別避難計画を策定した。今後も災害時に有効な避難行動ができるように引き続き策定に向けた取り組みを進めていく。専門的人材の確保・育成としては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケアの現状把握及び支援力向上に努めるとともに、相談支援専門員に対し、経験年数の近い2つのグループを設け事例検討等を行う、グループスーパービジョンを行った。強度行動障がいのある人の支援体制として、専門的人材の養成だけでなく、強度行動障がい児・者を支える地域の体制づくりも並行して取り組みを進める。	B評価とする。 その他、意見はなし。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている ー...評価困難

◎成果目標3『福祉施設から一般就労への移行等』

数値目標	目標数値	実績値	実施状況
①福祉施設からの一般就労移行者数 令和4年度末時点の一般就労移行者数34人（基準値）に対し、令和8年度末までに44人/年（1.28倍）を福祉施設から一般就労へ移行する。 （内訳）就労移行支援24人（1.31倍）、就労継続支援A型8人（1.29倍） 就労継続支援B型12人（1.28倍）	44人	71人	就労移行支援から32人、就労継続支援A型から24人、就労継続支援B型から14人、生活訓練から1人が一般就労へ移行した。 加古川市障害者自立支援協議会内で協議の場として位置付けている「しごと・差別解消専門部会」において、就労系事業所等を対象にした意見交換会（目的：顔の見える関係づくり、地域課題の抽出等）を開催した。（参加者数47名）
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 令和8年度末時点で就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	5割	8割	市内5事業所のうち、一般就労移行率はそれぞれ、100%、50%、75%、54%、0%であった。

③就労定着支援事業の利用者数 令和 4 年度末時点の就労定着支援事業利用者数 21 人（基準値）に対し、令和 8 年度末に年間 30 人（1.41 倍）が就労定着支援事業を利用する。	30 人	32 人	令和 7 年度において、就労定着支援事業利用者数は 32 人（1.52 倍）であった。
④就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合 令和 8 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。	5 割	5 割	市内事業所のうち令和 8 年 3 月末時点で利用実績があった事業所は 1 事業所であり、就労定着率は 83% であった。同事業所については、令和 7 年度中に 1 事業所が開所、1 事業所が廃止となり、令和 8 年 3 月末時点で 2 事業所（うち 1 事業所は受入実績なし）となっている。

市評価		協議会意見
A	目標値に対し、順調に進んでいる。 就労系事業所等の課題、悩みを共有する場を継続して持つことで、支援の質のベースアップを図りたい。 また、就労定着支援のサービス利用を促すため、専門部会等を活用した啓発やハローワークとの連携を進める。	A 評価とする。 その他、意見はなし。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている —...評価困難

◎成果目標4『障がい児支援の提供体制の整備等』

目標	実施状況
① 児童発達支援センターの設置 「加古川市立こども療育センター」が児童発達支援センターとして、多様な障がいのある子どもなどに対し、早期の療育支援を進めるために関係機関と連携した支援に努めるなど、地域における障がい児支援の中核的役割を担う。	発達に偏りや遅れがあるこどもに対して診察・療育を行い、発達の課題に向き合いながら支援している。 引き続き、必要に応じて研修会、会議等の開催によりネットワーク作りを行い、障害福祉に関する情報の提供及び共有を図った。
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援事業所と関係機関との連携を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所などに保育所等訪問支援事業所の活用を促すことで、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。	昨年度に引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制は構築できている。令和7年度実績の月平均利用者数は20人（令和8年3月時点）で、令和6年度実績は18人（令和7年3月時点）である。
③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児に対する支援のための課題共有に努め、連携した支援を行う。	加古川市医療的ケア児等連絡会において、保健、医療、福祉、教育等の分野間で情報共有を行い、課題把握に努めた。さらに医療的ケアが必要な児童の日常を知ってもらい、社会全体で支援する体制の構築を目指し、事業の企画・立案を行った。
④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保 令和8年度末において、十分な支給量を供給できる事業所数を確保する。	重症心身障がい児を支援している事業所数は8である。
⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 令和8年度末までに、医療的ケア児等と支援者とを繋ぐコーディネーターの配置に向けて取り組む。また、医療的ケア児等支援の情報の集約点として、関係機関と連携した対応を行う。	令和6年11月に、基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置した。関係機関との連携を図り、医療的ケア児等支援の情報収集・共有を行った。
⑥居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 令和8年度末において、十分な支給量を供給できる事業所数を確保する。	令和4年度に、市内で居宅訪問型児童発達支援事業所が開設されており、居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制は構築できている。

市評価		協議会意見
B	実施状況を踏まえ、順調に進んでいる。 医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、加古川市医療的ケア児等連絡会を開催することで、市内の医療的ケアが必要な方を支援する関係者間で情報共有を行う等、支援体制の整備を行った。 重症心身障害児を支援する事業所について、十分な支給量を供給できる体制を整えるため、各種補助事業の案内を継続して実施していくことで新規開設を促していく。	B評価とする。 看護師不足という課題について、幅広く現状を知ってもらえるようなアプローチを今後も継続して行っていただきたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている ー...評価困難

◎成果目標 5 『相談支援体制の充実・強化等』

目標	実施状況
①基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援実施機関の設置 令和 8 年度末までに、相談支援体制の充実、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させる。さらに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域におけるサービスに関する課題を抽出し、改善などの取組につなげるとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保する。	基幹相談支援センターにおける相談件数は 4,948 件である。 基幹相談支援センターが市内の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言を実施した（令和 7 年度：287 件）。 令和 7 年度相談支援専門部会を 6 回開催した。

市評価		協議会意見
A	実施状況を踏まえ、目標に対して順調に進んでいる。 基幹相談支援センターでの相談では年齢や障害種別、難病等に関わらず従来からの関係機関を中心に連携を取りながら共同での支援を継続できている。相談内容としては、「福祉サービスに関すること」が全体の 37.1%を占めている。次に「不安の軽減に関すること」が 17.9%と続いている。不安を軽減するための福祉サービスについては、市と基幹相談支援センターで連携することでスムーズな利用につながっている。 また、相談機関との連携強化の取り組みである専門部会では、「圏域コーディネーター」、「地域課題」、「共同体制」等をテーマに実施することで、相談支援事業者における困りごとの共有、解決や各種福祉制度への理解を促している。	A 評価とする。 相談支援専門員の確保、及び育成に努めていただきたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている —...評価困難

◎成果目標 6 『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築』

目標	実施状況
①サービスの質の向上を図るための体制確保 令和 8 年度末までに、障害福祉サービス等にかかる研修へ市職員が参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行うとともに、事業者のニーズに沿った事業者への説明会を実施する。	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用に向けて、障害福祉サービス等にかかる研修に参加した。また就労系サービスに係る就労移行支援体制加算の趣旨を周知するための動画作成に向け内容の検討を行い、動画（YouTube 配信）による説明会を実施に向けて取り組んだ。

市評価		協議会意見
C	就労系サービスに係る就労移行支援体制加算について、厚生労働省からの算定要件等を含めた概要の説明が、令和 8 年 3 月末であったため、動画配信には至っていないが、社会的な関心が高い同加算に関する説明動画の作成に向けて取り組んだ。 事業所において請求事務についての理解を深めることで、利用者個々のニーズに応じたサービスを提供するという観点からサービスの質の向上にもつながるため、今後も適正な事業運営についてサポートしていく。	C 評価とする。 請求事務に関して、加算が多岐に渡っており、事業所の請求誤りや請求漏れが想定される。適切に事業所運営が行われるよう、積極的に加算の周知を行うなど、引き続き事業所サポートをお願いしたい。

※ A・・・順調に進んでいる B・・・進んでいる C・・・やや遅れている D・・・大幅に遅れている —…評価困難